

# 駒澤大学仏教文学研究所規程

## (名称・設置)

第一条 駒澤大学に駒澤大学仏教文学研究所（以下「研究所」という）を設置する。

## (目的)

第二条 研究所は、建学の理念に基づき、仏教文学及び仏教と文学に関連する総合的研究を行い、もって文化の向上に資することを目的とする。

## (事業)

第三条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(一) 研究会及び講演会の開催

(二) 図書及び研究紀要の刊行

(三) 国内外の同種の研究団体及び関係する諸機関等との連携並びに学会等の開催

(四) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

## (職員)

第四条 研究所には次の職員を置く。

(一) 所長一人

(二) 所員若干人

二 所員は、本学の専任教員の中から学長がこれを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

## (所長)

第五条 所長は、研究所を代表し、研究所の運営を統括する。二 所長は、運営委員会の議を経て、本学専任教員の中から学長がこれを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

## (幹事)

第六条 所長を補佐し、研究所の事務を掌るため、研究所に幹事を置く。

二 幹事は、運営委員会の議を経て、所員の中から学長がこ

れを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

## (顧問)

第七条 研究所に必要な助言を与え、事業の円滑な運営をはかるため、若干人の顧問を置くことができる。

二 顧問には、退職した所長経験者を含めることができる。

三 顧問は、運営委員会の議を経て、所長が推薦し、学長がこれを委嘱する。

## (運営委員会)

第八条 研究所には、運営に関わるすべての事項を審議し決定するために運営委員会を置く。

二 運営委員会は、所長及び所員をもって構成する。

## (研究員)

第九条 研究所には、研究員を置くことができる。

二 研究員は、本研究所で行う研究活動に参加を希望する本学及び他大学の大学院生並びに国内外の研究者の中から、運営委員会の議を経て所長が推薦し、学長が委嘱する。

三 研究員の研究期間は一年とする。ただし、事情により研究期間の延長を認める。

## (運営費)

第十条 研究所の運営費は、駒澤大学の年間予算、寄付金その他をもって充てる。

## (規程の改廃)

第十一条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、大学の承認を得なければならない。

## 附則

この規程は、平成八年四月一日から施行する。

## 附則

この規程は、平成十年四月一日から施行する。

## 附則

この規程は、平成二十一年四月一日から施行する。

## 彙報

## 編集後記

一 藤井淳（仏教学部専任講師）、山口弘江（同）の二氏を新たに所員として委嘱した。

二 阿部昌子・池田大輔・伊藤達氏・徳野崇行氏の四氏を研究员として再任するとともに、新たに馬駿氏（中国・対外経済貿易大学教授）と杉山俊一郎氏（大学院研究生）とを研究员として委嘱した。

三 平成二十六年年度公開講演会開催

九月二十五日（木）三時より

於 駒澤大学本部棟中央講堂

「五山文学における偈頌と詩」

慶應義塾大学附属研究所斯道文庫教授

堀川 貴 司氏

「日本と東アジアの（仏伝文学）」

立教大学名誉教授 小 峯 和 明氏

本年度講演会は、堀川貴司先生と小峯和明先生にご講演いただきました。堀川先生のご講演は高度に学術的でありながら、五山文学の全体象を分かりやすく整理してくださいました。五山文学を理解する筋道が見えてくるとともに、その多様さを改めて痛感させられたことでした。また、小峯先生のご講演は、多くの興味深い画像を紹介しつつ、日本、中国、韓国、ベトナムにわたる仏伝文学の世界を楽しく示してください、まさに小峯先生ならではの広範で自在な学問散歩の一端を披露して頂きました。御多忙中、その際の貴重な御発表を本誌ご寄稿くださった両先生に感謝いたします。

このところ所員の論文が減っていたため、本年度は所員・研究员の発表を増やすことを方針として呼びかけた結果、所員三名・研究员三名の論文を掲載することができました。研究员のうち、馬駿先生は北京の対外経済貿易大学の教授でいらつしやいますが、同大学と東京経済大学の交換教授として、現在は日本に滞在しておられます。

また所員・研究员以外では、本学大学院の修士課程（仏教学）を終えた後、武蔵野大学大学院の博士課程に進み、昨年、盲僧琵琶に関する研究で学位を得られた星野和幸氏に最新の研究成果をご寄稿いただきました。

(K)